

議 長	局 長	次 長	係 長	係 長	課 員	担 当

第 41 回議会改革推進会議 会議記録簿

開 催 日	令和元年 5 月 15 日 (水)	場 所	特別会議室
開催時間	午後 1 時 32 分～午後 4 時 31 分	休憩時間	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
出席委員	全 員 ・ 欠席 1 名 (高屋敷英則委員)		
その他 出席者	砂川利男議員 ※協議案件 (1)、(2) 濱欠明宏委員代理	事務局 出席者	夏井正悟事務局長、及川忠則次長、 水上恵一係長、馬場徳之係長、 大石美奈主査

(適用・要旨)

進行：座長 中平浩志議長

○協議案件

(1) 議会活動の検証について

・冒頭、中平座長より

①基本条例の制定から 5 年を経過し、組織間、議員間に温度差が生じている懸念があり、基本条例に基づきどのくらい活動してきたかをすり合わせる機会が必要であること。

②まもなく改選を控えており、次期への引継ぎ。

③総務委員会と教育民生委員会、広聴広報会議から出された懸案事項の報告を受け、意見交換をした際に、全員で議会活動を検証すべきとの意見があったこと。

以上をふまえて、これまで議会改革推進会議が行ってきた議会活動チェックシートによる議会活動の検証を、今回は全議員で基本条例の検証を行ってはどうかという旨提案。

・検証の対象となる条文は絞らず、基本条例第 1 章総則、第 6 章議会事務局等、第 8 章見直し手続き及び議会改革の推進を除く全ての条文を検証すること。

・検証スケジュールについては、

6/13 (定例会議初日) 本会議終了後に議員全員協議会で評価方法の説明と実施の協議。

6/18～19 (一般質問) までに評価シートの回収

6/28 (定例会議最終日) 本会議終了後に議員全員協議会で評価シートの結果を踏まえて協議。改選後に引き継ぐべき事項があれば取りまとめることとする。

なお、最終的にこれまでのチェックシートの様式に寄せるような評価方法を検討すること。

(澤里委員)

以上今回の協議内容を整理し、6 月 13 日の議員全員協議会開催に向けて次回 (6 月 7 日) 協議を進めることとする。

(2) 各組織から出された懸案事項について

- ・中平座長から、4月15日に総務委員長と教育民生委員長、広聴広報会議座長から「組織の枠を超える懸案事項」について報告があったことを受け、①組織や所管、制度の見直し、②報告会と政策形成サイクルのあり方、以上2点を論点に協議すること、さらに協議の結果について、改選後に向けて申し送る方法についても併せて協議する旨説明。
- ・広聴広報会議が任期4年で活動量がかなり増えている。2年毎にし、負担を分散させるべき（山口委員）
- ・「報告会」という名称を「意見交換会」などに変えた方が良い。（小野寺委員、中平座長）
- ・市民との意見交換の場を広聴広報会議以外でもやるべき。（砂川委員代理）
- ・広聴広報会議の取り組み→全体に影響があるが一人歩きしていた。認識を共有する必要がある。大きなくくりの中で次へ向け考えるべき。（砂川委員代理）
- ・常任委員会で団体と意見交換をして良かった。そこで広聴の一部を担えないか。（上山委員）
- ・かだつて会議と報告会のすみわけか連携かについては、かだつて会議、常任委員会の意見交換の中に報告を含めるようなやり方への変更と、基本条例の変更を検討すべき。（全員）
- ・議会モニターは議会運営委員会へ所管変更してもいいのではないかと。議会運営の意見を直接もらった方が処理しやすい。（中平座長）→そもそも何の意見をもらうのかによって所管を決めるべき。（桑田副座長）
- ・条例上議会報告会を意見交換会に変更し、常任委員会が実施する。必要に応じて全体でやるなど形態を変えて実施するというのはどうか。（小野寺委員、山口委員）
- ・「広聴」と「広報」の役割、「広聴」の範囲を明確にすべき。でないと広聴広報の委員だけ負担が増え、他の議員は楽をしている。認識を共有すべき。（砂川委員代理）
- ・広聴広報会議の「広聴」部分を所管変更して「広報」だけの会議にすれば、各会派1人ずつと無会派がいれば足りる。そうすると任期も変える必要がないのではないかと。
- ・各常任委員会や広聴広報会議から議員全員協議会で継続・廃止等の意見を出してもらい、協議してはどうか。（中平座長）
- ・申し送り方法は書面。（澤里委員）
- ・積み残し（未処理）の無いような形で考えるべき。通年会期制の成果があったと感じている。（桑田副座長）
- ・予算・決算の常任委員会化の検討→議会活動の活性化につながる。予算・決算委員会の検証もできる。補正予算にまで拡大することも可能。予算と決算を併せた委員会にするかどうか検討材料。（中平座長、桑田副座長、山口委員、砂川委員代理）
- ・予算・決算の常任委員会化は議決を要する。任期（2年？）、定例会議時の補正予算をどうするか等ルールを検討も必要。広聴広報会議も広報だけにするなど変更をするのであれば議決を要する。（夏井局長）

以上、今回の協議内容を整理し、議員全員協議会の協議に向けて、次回（6月7日）協議を進めることとする。

(3) 長期欠席等に伴う議員報酬の減額について

- ・事務局（水上係長）から前回平成29年12月までの協議経過と全国他市の状況を説明、検討事項として制度実施の可否、議員報酬の支給割合、活動休止期間の考え方、減額の対象とな

る会議、期末手当の減額、適用除外の6項目を提示（資料3）。他市の例では、議員の報酬費用弁償等に関する特例に関する条例を新たに制定し、そこに規定していると説明。

- ・ 職員のケースだと、病休であれば6か月までは100%支給されるが、6か月を超えてから1年間については80%の支給。それを超えると市費からではなく互助会から3分の2の支給となる。3年を過ぎると免職となる。期末手当は1年半を超えるとゼロになる。（夏井事務局長）
- ・ 自己都合とその他の事由、疾病を一緒に議論するのは実態に合わない。局長が話した内容は疾病。自己都合であれば年次、年次が無くなれば欠勤となる。全部併せての議論は難しいのではないか。疾病は、半年間は100%出すという緩やかなやり方で仕方ないのではないか。（豊巻委員）
- ・ 前任期のケースについて市民からいかなものかという声があり、さらに自身の年齢・体調を考慮すると、一定のルールをつくり、そのルールに則って治療に専念し復帰するとした方が本人にとっても市民との関係を考えても良いと思い提案した。（小野寺委員）
- ・ 創政・公明クラブは全員賛同することで変わらない。（山口委員）
- ・ 市の条例に準じてこちらも同様の条例を定めることで然るべきもの。ただ、議会は特殊で、欠席通告の事由は公務に近いもの、私的なもの色々ある。どこで減額するか決めることになった場合に、審査する組織が必要となる。仮に作るとすれば長期病休の市の規程を参考に作ればいい。病気以外の悪質な場合はどうするか話し合う場が必要となるし、逆に悪質な場合を想定するべきではない。基本は長期病休の時の市の規程を議会にも作動させることからスタートすれば、会派共同提案できるものではないか。（濱欠委員）
- ・ 職員の場合1年半過ぎれば市費ではなく互助会から支給となる。一般職と違い特別職には互助会がない。（小野寺委員）
- ・ 給与と報酬は違う。給与は生活給で報酬は生活給ではないから保障がないのは然るべきもの。（濱欠委員）
- ・ 連続90日の場合という解釈で、例えば病休89日で出席し1日出たらまた休むというケースはどうか。→悪質と捉え辞職勧告なり話し合われるべき。（全員）
- ・ 次回（6月7日）、市の条例の状況を資料として用意し、検討を進めることとする。